

国立大学法人電気通信大学客員教授及び客員准教授に関する規程

平成22年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学の客員教授及び客員准教授（以下「客員教員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(称号の付与)

第2条 客員教員の称号は、国立大学法人電気通信大学教育研究職員の採用及び昇任のための選考基準に基づく教授又は准教授となることができる者と同等以上の資格があると認められるものとし、次のいずれかの任務に従事する者に付与することができる。

- (1) 高度な研究水準を有する研究機関等と締結した協定等に基づく教育研究
- (2) 専攻分野についての教授または研究
- (3) その他学長が特に必要と認める教育研究

(選考)

第3条 客員教員の選考は、学術院教授会の議を経て、学長が行う。

2 前項の選考は、国立大学法人電気通信大学教育研究職員の選考に関する規程を準用する。

(付与期間)

第4条 称号の付与期間は、付与日の属する年度の3月31日までの範囲内で定める。

(通知)

第5条 客員教員の称号は、文書にその旨を明記して本人に通知するものとする。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。